

令和3年8月26日

総務委員会資料

報告事項

1. 令和3年7月及び8月の大雨、台風に係る被害状況と対応について
(防災危機管理課)・・・P 1
2. 7月6日から的大雨災害に係る補正予算について
(消防総務課)・・・P 16
3. 新型コロナウイルス感染症への対応について
(防災危機管理課)・・・P 17
4. 原子力防災に係る「緊急時対応」のとりまとめについて
(原子力安全対策課)・・・P 27
5. 周辺自治体と中国電力の安全協定について
(原子力安全対策課)・・・P 34

防 災 部

令和3年7月及び8月の大雨、台風に係る被害状況と対応について

I. 7月6日から大雨に係る被害状況と対応

1. 大雨の状況（7月4日～12日）

(1) 総雨量

松江市（松江）460.5ミリ、飯南町（赤名）458.0ミリ、出雲市（斐川）408.0ミリ

(2) 土砂災害警戒情報

松江市、出雲市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町
美郷町、吉賀町

(3) 顕著な大雨に関する島根県気象情報（線状降水帯）

7月7日 5時9分：島根県東部

(4) 記録的短時間大雨情報

7月7日 5時47分（松江市付近）、7月12日 10時15分（雲南市付近）

2. 被害状況（8月20日時点）

(1) 人的被害 被害報告なし

(2) 住家被害 (単位:棟)

市町村名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
松江市	1	1	1	18	149
出雲市	1	7	312		
益田市					1
大田市					9
安来市		2		7	48
江津市					1
雲南市	1	13	128	9	81
奥出雲町					2
飯南町		2	1		16
美郷町					3
知夫村					9
計	3	25	442	34	319

(3) 非住家被害

(単位:棟)

市町村名	公共建物	その他（公共建物以外）
松江市		1
出雲市		
雲南市		12
飯南町		1
計	0	14

(4) 避難状況

市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数	市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数
松江市	21箇所	314人	飯南町	13箇所	222人
浜田市	8箇所	3人	川本町	17箇所	81人
出雲市	18箇所	289人	美郷町	18箇所	34人
大田市	35箇所	115人	邑南町	7箇所	8人
安来市	25箇所	79人	吉賀町	5箇所	40人
江津市	25箇所	10人	知夫村	8箇所	0人
雲南市	49箇所	797人	隠岐の島町	5箇所	8人
奥出雲町	13箇所	45人	合計	267箇所	2,045人

3. 応急復旧制度等の適用状況

(1) 災害救助法

- ・適用日：7月 7日 松江市、出雲市
- ・適用日：7月12日 安来市、雲南市

(2) 島根県被災者生活再建支援事業：予算措置（知事専決処分）：7月27日

(3) 激甚災害の指定（令和3年7月30日内閣府発表）

① 激甚災害の指定（見込み）

- ・令和3年梅雨前線豪雨等による災害（仮称）

② 適用措置の指定（見込み）

- ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置など
- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助など（雲南市・飯南町）

4. 部門別被害

(1) 公共土木施設被害

① 公共土木施設被害額（8月16日時点）

（単位：千円）

事業主体	被害額	内訳
県	18,423,750	河川：12,742,650、砂防：1,172,600、地すべり：10,000、道路：4,498,500
市町村	10,727,342	河川：5,407,806、道路：5,313,236、港湾：6,300
計	29,151,092	

② 全面通行止：7月 6日23時00分からの累計54路線106箇所

8月24日 9時00分時点

11路線 13箇所

③ 土砂災害：がけ崩れ36件、土石流4件

(2) 農林水産関係被害（8月23日時点）

（単位：千円）

施設名等	被災箇所数等	被害額	備考
農地・農業用施設	4,915箇所	15,660,597	
林道・治山	784箇所	6,547,150	
農作物等	73.7ha	122,684	
造林地等	10箇所	9,400	
林産施設等	4箇所	8,392	
水産物・水産施設	2隻	4,000	
漁港	5箇所	106,000	
その他	2箇所	8,000	流木等漂着L=600m、V=80m ³ 、ボックスカルバート埋塞
計		22,466,223	

(3) 漂着流木等の状況（8月24日時点）

市町村名	漂着量（m ³ ）
出雲市	670
計	670

(4) 自然公園施設

市町村名	公園名	被害状況
松江市	大山隠岐国立公園 桂島園地	遊歩道への土砂崩落（復旧済）
雲南市	竜頭八重滝県立自然公園	遊歩道の一部損壊、土砂崩落
西ノ島町	大山隠岐国立公園 国賀浜園地	車道への落石、土砂崩落（応急復旧済）

(5) 商工業関係施設被害

- ・浸水等被害 179事業所
- ・松江市、出雲市、安来市、雲南市、飯南町、川本町に所在する事業所

(6) 教育施設関係被害

① 県立学校 5校

- ・被害：グラウンド冠水、敷地法面の崩落、スクールバス故障など

② 市町村立学校 1園8校

- ・被害：法面崩壊、グラウンド冠水、校舎・屋内運動場床上浸水など
- ・松江市（1園1校）、出雲市（1校）、大田市（1校）、雲南市（2校）、飯南町（3校）

③ 私立学校 3校

- ・被害：法面崩落、通路一部陥没、校舎破損など
- ・松江市（2校）、江津市（1校）

④ 社会教育施設 1施設

- ・被害：法面崩落
- ・松江市（1施設）

⑤ 文化財 9件

- ・被害：法面崩落、歩道陥没、床下浸水、建物破損など
- ・松江市（2件）、出雲市（1件）、安来市（3件）、雲南市（1件）奥出雲町（1件）
隠岐の島町（1件）

(7) 水道関係

- ・出雲市（最大3戸：稗原町）断水 7月13日全戸復旧
- ・大田市（最大143戸：富山町）断水 7月13日全戸復旧
- ・雲南市（最大836戸：木次町、掛合町、三刀屋町、吉田町）断水7月22日全戸復旧

(8) 停電

- ・7月12日 7時時点 約4,900戸（4日～12日の最大戸）7月13日全戸復旧

(9) 公共交通機関への影響

① J R

- ・山陰本線 7月7日～ 9日、12日～13日 一部運転取り止め
- ・木次線 7月7日～ 13日 全部又は一部運転取り止め
- ・山口線 7月8日～ 9日 全部又は一部運転取り止め
- ・伯備線〔特急やくも〕7月7日～ 9日、12日 全部又は一部運転取り止め

② 一畑電車 7月7日～ 9日、12日 全部又は一部運転取り止め

- ③ 高速バス 7月7日～9日、12日～13日
広島線で全部または一部運転取り止めなど
- ④ 航空機
- ・ 出雲縁結び空港 7月7日～8日、12日 一部欠航
 - ・ 隠岐世界ジオパーク空港 7月8日、12日 全部又は一部欠航

5. 県の支援状況等

(1) 県からの職員派遣

部局名	業務内容等	派遣先等	延べ人数
総務部	雲南市災害ボランティアセンター運営業務 応援として職員を派遣	雲南市：7月16日～25日	20人
	災害復旧活動ボランティアとして、浸 水家屋の泥出し等に従事する職員 を派遣	出雲市・雲南市：7月22日～25日	23人
総務部 土木部	住家被害認定業務の応援として技 術職員を派遣	雲南市：7月26日～30日 飯南町：7月14日	12人
防災部	地区災害対策本部から情報収集員 として職員を派遣	出雲市・安来市・雲南市：7月7日 松江市・出雲市・安来市・雲南市・飯南町：7月12 日、出雲市・雲南市・飯南町：7月13日	16人
	県庁等から災害対策現地情報連絡 員として管理職員を派遣	松江市・出雲市：7月7日～8日 松江市・出雲市・雲南市・美郷町：7月12日 雲南市：7月13日～14日	11人
	防災ヘルプターによる情報収集活動 及び救助活動	松江市・安来市：7月7日 出雲市：7月13日、雲南市：7月12日	11人
環境生 活部	災害廃棄物処理業務に関する支援 として技術職員を派遣	雲南市：7月14日～16日、19日～20日	5人
農林水 産部	農地・農業用施設被害状況調査の ため、技術職員を派遣	出雲市：7月19日～20日 雲南市：7月19日～24日、26日～30日、8月2日～6日 奥出雲町：7月15日～16日、19日 飯南町：7月15日～17日、20日～21日、28日	109人
	林地被害状況調査のため、技術職 員を派遣	松江市：7月21日～22日 出雲市・雲南市：7月19日～28日 安来市：7月19日～20日、飯南町：7月15日～16日	60人
土木部	公共土木施設の被害調査に関する 支援として技術職員を派遣	雲南市：7月12日～16日、19日～21日	35人
企業局	給水作業のため給水車を1台派遣	雲南市：7月15日	3人
計			305人

(2) 相談体制の整備

- ① 県及び商工団体等に中小企業者等の経営全般に関する相談窓口を7月7日に設置
- ② 農林水産振興センター（隠岐支庁農林水産局）に農林水産関係相談窓口を7月8日に設置（台風第9号及び8月12日からの大雨に係る相談にも対応）

(3) 中小企業者等への支援

① 令和3年7月豪雨災害対策特別資金

- ・被害や影響を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施

② 県単設備貸与事業

- ・被害を受けた中小企業者等が、しまね産業振興財団の設備貸与を受けた場合に、当初3年間の割賦損料率が0%となるための割賦損料補給等を実施

③ 被災地域における事業継続緊急支援事業

- ・被災地域における生活機能、サービスの提供及び雇用の維持を図るため、被害を受けた中小企業者等の事業継続に要する経費を市町村とともに支援

(4) 住宅に関する支援

① 県営住宅の提供

- ・家賃、駐車場使用料の全額免除等（提供可能戸数：18戸）

② 民間賃貸住宅の無料紹介

(5) 県税の特例

- ・県ホームページ等で制度を周知

(6) 教育に関する支援

- ・被災した児童生徒へのカウンセリング
- ・児童生徒等の被災状況に応じて、授業料減免等の支援を実施

(7) 義援金の状況

① 8,141,218円（8月22日までの累計）

（内訳）島根県	2,575,968円
島根県共同募金会	1,130,922円
日本赤十字社島根県支部	4,434,328円

② 受付期間：令和3年7月16日～9月30日

Ⅱ. 台風第9号に係る被害状況と対応

1. 大雨の状況（8月8日から10日）

(1) 総雨量

海士町（海士）355.0 ㍓、浜田市（波佐）311.0 ㍓、江津市（桜江）309.0 ㍓

(2) 土砂災害警戒情報

浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、海士町
西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

(3) 顕著な大雨に関する島根県気象情報発表（線状降水帯）

8月9日 10時39分：島根県隠岐

2. 被害状況(8月19日時点)

(1) 人的被害

(単位：人)

市町村名	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計
浜田市				1	1
出雲市				2	2
益田市	1				1
西ノ島町	1				1
計	2	0	0	3	5

(2) 住家被害

(単位：棟)

市町村名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
松江市			27		
浜田市			1		4
出雲市			19		
大田市					1
安来市			1		
江津市					3
川本町			1		
海士町				1	12
西ノ島町				1	10
知夫村					13
隠岐の島町			16	7	17
計	0	0	65	9	60

(3) 非住家被害 被害報告なし

(4) 避難状況

市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数	市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数
松江市	1箇所	0人	川本町	27箇所	224人
浜田市	35箇所	89人	美郷町	16箇所	4人
出雲市	43箇所	14人	邑南町	15箇所	52人
益田市	12箇所	137人	吉賀町	5箇所	3人
大田市	2箇所	4人	海士町	1箇所	30人
江津市	25箇所	32人	西ノ島町	6箇所	17人
雲南市	30箇所	21人	知夫村	1箇所	12人
奥出雲町	11箇所	5人	隠岐の島町	7箇所	251人
飯南町	4箇所	6人	計	241箇所	901人

3. 部門別被害

(1) 公共土木施設被害

① 公共土木施設被害額（8月20日時点）（単位：千円）

事業主体	被害額	内訳
県	1,987,800	河川:1,175,300、砂防:11,000、急傾斜:15,000、道路:781,500、港湾:5,000
市町村	1,839,000	河川:516,700、道路:1,322,300
計	3,826,800	

② 全面通行止：8月 9日 7時30分からの累計 47路線65箇所

8月24日 9時00分時点 8路線 9箇所

③ 土砂災害：がけ崩れ9件、土石流0件

(2) 農林水産関係被害 (8月23日時点)

(単位：千円)

施設名等	被災箇所数等	被害額	備考
農地・農業用施設	667箇所	762, 250	
林道・治山	115箇所	451, 070	
農作物等	113. 8ha	76, 499	
造林地等	8箇所	4, 446	
林産施設等	1箇所	調査中	
水産物・水産施設	83箇所	6, 050	
漁港	7箇所	調査中	
その他	7箇所	調査中	流木等漂着5箇所、照明灯倒壊等2箇所
計		1, 300, 315	

(3) 漂着流木等の状況 (8月24日時点)

市町村名	漂着量 (m³)	備考
浜田市	1, 330	8月12日からの大雨分含む
出雲市	510	〃
益田市	732	〃
江津市	1, 634	〃
隠岐の島町	215	〃
計	4, 421	

(4) 自然公園施設

市町村名	所在地	被害状況
江津市	千丈溪県立自然公園	遊歩道への土砂崩落、駐車場へ土砂流入
海士町	大山隠岐国立公園明屋海岸園地	遊歩道の一部損壊
西ノ島町	大山隠岐国立公園国賀浜園地	駐車場へ土砂崩落
隠岐の島町	大山隠岐国立公園大満寺登山道	駐車場、休憩所へ土砂流入
	〃 白島崎園地	遊歩道へ土砂崩落
	〃 吉浦野営場	車道へ土砂崩落
	〃 油井の池園地	増水による木道の傾き

(5) 商工業関係施設被害

- ・浸水等被害 79事業所
- ・松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町
津和野町、海士町、西ノ島町、隠岐の島町に所在する事業所

(6) 教育施設関係被害

① 県立学校 20校

- ・被害：倒木、法面崩落、建物破損、実習施設破損など

② 市町村立学校等 23校、2施設

- ・被害：倒木、建物破損、床上・床下浸水、法面崩落など
- ・松江市（2校、1施設）、浜田市（5校）、大田市（3校）、雲南市（1校）、
海士町（3校）、西ノ島町（2校）、隠岐の島町（7校、1施設）

③ 私立学校 2校

- ・被害：壁の一部破損、屋根一部破損など
- ・松江市（1校）、出雲市（1校）

④ 県立大学 2件

- ・被害：倒木、屋根の落下、門扉の破損など
- ・浜田市（1件）、出雲市（1件）

⑤ 社会教育施設 3施設

- ・被害：倒木、建物破損、看板倒壊
- ・松江市（2施設）、江津市（1施設）

⑥ 文化財 9件

- ・被害：建物破損、法面崩落、石垣崩落、倒木
- ・松江市（3件）、出雲市（1件）、安来市（2件）、江津市（1件）、
隠岐の島町（2件）

⑦ その他 1件

- ・被害：ブロック塀破損
- ・松江市（1件）

(7) 県有施設関係被害 6件

- ・被害：倒木、屋根の瓦ずれ、屋根板破損、カーブミラー破損など
- ・松江市（2件）、出雲市（2件）、大田市（1件）、隠岐の島町（1件）

(8) 停電

- ・8月 9日 10時時点 約10,100戸（8日～10日の最大戸）
- ・8月11日 全戸復旧

(9) 公共交通機関への影響

① J R

- ・山陰本線、木次線 8月9日～10日 一部運転取り止め
- ・山口線 8月9日～10日 全部又は一部運転取り止め
- ・伯備線〔特急やくも〕 8月9日～10日 一部運転取り止め

② 一畑電車 8月9日～10日 全部又は一部運転取り止め

③ 高速バス 8月9日 広島線で全部または一部運転取り止め等

④ 航空機

- ・出雲縁結び空港 8月9日 一部欠航
- ・萩・石見空港、隠岐世界ジオパーク空港 8月9日 全便欠航

4. 県の支援状況等

(1) 県からの職員派遣

部局名	業務内容等	派遣先等	延べ人数
防災部	地区災害対策本部から情報収集員として職員を派遣	西ノ島町、隠岐の島町：8月9日	3人
計			3人

(2) 住宅に関する支援（県営住宅の提供）

- ・家賃、駐車場使用料の全額免除等（提供可能戸数：19戸）

(3) 県税の特例

- ・県ホームページ等で制度を周知

(4) 教育に関する支援

- ・児童生徒等の被災状況に応じて、授業料減免等の支援を実施

Ⅲ. 8月12日からの大雨に係る被害状況と対応

1. 大雨の状況(8月11日～19日)

(1) 総雨量

津和野町（津和野）467.0 ㍓、益田市（匹見）448.5 ㍓、吉賀町（吉賀）381.5 ㍓

(2) 土砂災害警戒情報：奥出雲町、津和野町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

2. 被害状況（8月20日時点）

(1) 人的被害 被害報告なし

(2) 住家被害 (単位：棟)

市町村名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
江津市				3	15
雲南市					1
奥出雲町					1
川本町				1	
海士町				1	6
隠岐の島町					3
計	0	0	0	5	26

(3) 非住家被害 被害報告なし

(4) 避難状況

市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数	市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数
松江市	29箇所	8人	川本町	6箇所	459人
浜田市	6箇所	36人	美郷町	17箇所	115人
出雲市	43箇所	20人	邑南町	12箇所	23人
益田市	10箇所	331人	津和野町	15箇所	63人
大田市	2箇所	6人	吉賀町	5箇所	47人
安来市	25箇所	12人	海士町	1箇所	8人
江津市	14箇所	54人	西ノ島町	5箇所	26人
雲南市	30箇所	44人	知夫村	1箇所	4人
奥出雲町	11箇所	24人	隠岐の島町	6箇所	44人
飯南町	6箇所	5人	計	244箇所	1,329人

3. 応急復旧制度等の適用状況

- ・災害救助法

適用日：8月12日 江津市

適用日：8月13日 川本町、美郷町

4. 部門別被害

(1) 公共土木施設被害額・・・調査中

① 全面通行止：8月13日 7時40分からの累計 31路線 48箇所

8月24日 9時00分時点 3路線 3箇所

※8月18日 11:25～ 国道9号（出雲市多伎町小田）全面通行止（道路路面変状）

② 土砂災害：がけ崩れ4箇所、土石流0件

(2) 農林水産関係被害（8月23日時点）（単位：千円）

施設名等	被災箇所数等	被害額	備考
農地・農業用施設	345箇所	685,400	
林道・治山	238箇所	637,270	
農作物等	174.04ha	17,948	
造林地等	1箇所	調査中	
林産施設等	調査中	調査中	
水産物・水産施設	3箇所	調査中	
漁港	2箇所	1,000	
その他	1箇所	200	
計		1,341,818	

(3) 漂着流木等の状況（8月24日時点）

市町村名	漂着量(m³)	備考
浜田市	1,330	台風第9号分含む
出雲市	510	〃
益田市	732	〃
江津市	1,634	〃
隠岐の島町	215	〃
計	4,421	

(4) 商工業関係施設被害

- ・浸水等被害 10事業所
- ・浜田市、江津市、川本町に所在する事業所

(5) 教育施設関係被害

① 県立学校 1校

- ・被害：グラウンド陥没

② 市町村立学校 3校

- ・被害：土砂流入、床下浸水、敷地法面一部崩落
- ・浜田市（1校）、海士町（2校）

③ 社会教育施設 1施設

- ・被害：法面崩落
- ・松江市（1施設）

④ 文化財 3件

- ・被害：斜面崩落、土塀一部崩壊など
- ・益田市（1件）、大田市（1件）、津和野町（1件）

(6) 県有施設関係被害 1件

- ・被害：隣接市道の擁壁崩落
- ・松江市（1件）

(7) 停電

- ・8月13日 5時時点 約1,600戸（11日～19日の最大戸）
- ・8月19日 全戸復旧

(8) 公共交通機関への影響

① J R

- ・山陰本線 8月13日～15日 全部又は一部運転取り止め
8月18日～ 一部運転取り止め

※小田～田儀駅間の沿線を走る国道9号の路面変状の影響により、線路の安全が確保できないため、当分の間、江南～田儀駅間の運転を取り止め

- ・木次線、山口線 8月13日～16日 全部又は一部運転取り止め
- ・伯備線〔特急やくも〕 8月13日～15日 全部又は一部運転取り止め

② 一畑電車 8月14日 一部運転取り止め

③ 高速バス 8月13日～ 広島線で全部又は一部運転取り止めなど

※国道191号の土砂崩れによる通行止めに伴い、益田～広島線（戸河内経由）の
全便運休が継続

④ 航空機

・ 出雲縁結び空港 8月17日 一部欠航

・ 隠岐世界ジオパーク空港 8月17日 全便欠航

(9) 水道関係

・ 出雲市（最大899戸：多伎町）断水 8月21日全戸復旧

5. 県の支援状況等

(1) 県からの職員派遣

部局名	業務内容等	派遣先等	延べ人数
防災部	県庁、隠岐支庁から災害対策現地情報連絡員として管理職員を派遣	江津市・川本町：8月14日～15日 海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町：8月17日～18日	12人
農林水産部	農地・農業用施設被害状況調査のため、技術職員を派遣	江津市：8月23日～25日	6人
計			18人

(2) 住宅に関する支援（県営住宅の提供）

・ 家賃、駐車場使用料の全額免除等（提供可能戸数：19戸）

(3) 県税の特例

・ 県ホームページ等で制度を周知

(4) 教育に関する支援

・ 児童生徒等の被災状況に応じて、授業料減免等の支援を実施

(5) 義援金の受付

・ 「令和3年8月島根県大雨災害義援金」

受付機関：島根県、島根県共同募金会、日本赤十字社島根県支部

受付期間：令和3年8月25日～9月30日

令和3年7月6日からの大雨災害に係る補正予算について

1. 島根県被災者生活再建支援制度の概要

市町村が被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した場合に、県が当該市町村に対して経費の5/10を補助し、全市町村が共助により4/10を負担する。
(被災市町村の負担は1/10)

2. 支援額等

被害程度 (住家の損害割合)	再建方法	最大支援額	県負担額 (1/2)
全壊 (50%以上)	建設又は購入、補修、賃借	300万円	150万円
大規模半壊 (40%以上50%未満)	建設又は購入、補修、賃借	250万円	125万円
中規模半壊 (30%以上40%未満)	建設又は購入、補修、賃借	100万円 (実費上限)	50万円
半壊 (20%以上30%未満)	補修	100万円 (実費上限)	50万円
準半壊 (10%以上20%未満)	補修	40万円 (実費上限)	20万円

3. 補正予算額 211,500千円

4. 専決処分日 令和3年7月27日

新型コロナウイルス感染症への対応について
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
6月25日（金）		県内感染者確認（1名、松江市、計552名）
6月28日（月）		県内感染者確認（1名、出雲市、計553名）
6月30日（水）		第38回県対策本部会議（書面開催） 決定事項 （県民向け） ・緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域や緊急事態措置を実施すべき区域から6月20日をもって除外され、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に該当しない区域（岡山県及び広島県）との往来を控えること等を要請 ・飲食店等の利用について、飲食の際の人数と時間を見直し 知事会見（県民と飲食店の方向け） 飲食店の利用について、以下のことを要請 ・飲食の際の人数を、12人以下として頂くこと、時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度として頂くこと ・飲食店の皆様には、県民の皆様が安心して飲食ができるよう、再度「感染拡大予防ガイドライン」をご確認のうえ、従来以上に感染防止対策を徹底して頂くこと
7月5日（月）		県内感染者確認（1名、出雲市、計554名）
7月6日（火）		県内感染者確認（1名、出雲市、計555名）
7月7日（水）		県内感染者確認（1名、出雲市、計556名）
7月8日（木）	緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（～8月22日） （緊急事態措置実施区域） 東京都、沖縄県 まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 （重点措置実施区域及び期間） ・埼玉県、千葉県、神奈川県	県内感染者確認（4名、松江市・出雲市、計560名）

日付	国	島根県
	4月20日から8月22日まで ・大阪府 6月21日から8月22日まで 基本的対処方針の変更	
7月9日（金）		県内感染者確認（1名、出雲市、計561名） 第39回県対策本部会議 知事指示事項 （県民向け） ・緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控えること等を要請
7月12日（月）		県内感染者確認（1名、松江市、計562名）
7月13日（火）		県内感染者確認（1名、安来市、計563名）
7月14日（水）		県内感染者確認（2名、益田市・安来市、計565名）
7月15日（木）		県内感染者確認（2名、松江市・安来市、計567名）
7月16日（金）		県内感染者確認 （9名、安来市・雲南市・県外、計576名）
7月17日（土）		県内感染者確認 （7名、松江市・安来市・雲南市、計583名）
7月18日（日）		県内感染者確認 （8名、松江市・安来市・雲南市・県外、計591名）
7月19日（月）		県内感染者確認 （17名、松江市・安来市・雲南市、計608名）
7月20日（火）		県内感染者確認 （17名、松江市・浜田市・出雲市・安来市・雲南市・県外、計625名） 第40回県対策本部会議 知事指示事項 （県民向け） 鳥取県が、7月21日から、米子市内の一部の飲食店等に営業時間短縮要請を行うこととしていること等を踏まえ、以下のこと等を要請

日付	国	島根県
		・鳥取県西部地域などのように、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛や、県境を越えた不要不急の移動を自粛している地域との往来については、慎重に判断すること
7月21日（水）		県内感染者確認 （20名、松江市・出雲市・安来市・雲南市、計645名）
7月22日（木）		県内感染者確認 （10名、松江市・出雲市・安来市・雲南市、計655名）
7月23日（金）		県内感染者確認 （7名、出雲市・益田市・雲南市、計662名）
7月24日（土）		県内感染者確認 （7名、松江市・雲南市・邑南町、計669名）
7月25日（日）		県内感染者確認 （6名、松江市・安来市・邑南町、計675名）
7月26日（月）		県内感染者確認 （8名、松江市・出雲市・安来市・邑南町・県外、計683名） 知事会見（県民向け） 夏休み期間中の帰省について、以下のこと等を要請 ・県外からの帰省は控えるよう、ご家族やご親戚の方に伝えること、また、県外への帰省も、控えること ・就職活動や法要、看病・介護、成人式などを伴う、やむを得ない帰省については、控えて頂く必要はないこと、また、すでに予約しているチケットなどのキャンセル料を負担してまで、取りやめて頂く必要はないこと
7月27日（火）		県内感染者確認 （7名、松江市・出雲市・安来市・雲南市、計690名）

日付	国	島根県
7月28日（水）		県内感染者確認 （9名、松江市・出雲市・大田市・邑南町・県外、計699名）
7月29日（木）		県内感染者確認 （14名、松江市・出雲市・雲南市、計713名）
7月30日（金）	緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（～8月31日） （緊急事態措置実施区域） 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県 まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 （重点措置実施区域及び期間） 北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県 8月2日から8月31日まで 基本的対処方針の変更	県内感染者確認 （17名、松江市・出雲市・大田市・雲南市・邑南町・県外、計730名）
7月31日（土）		県内感染者確認 （8名、松江市・出雲市・大田市、計738名） 第41回県対策本部会議 知事指示事項 （県民向け） ・緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控えること等を要請
8月1日（日）		県内感染者確認（11名、松江市・出雲市、計749名）
8月2日（月）		県内感染者確認 （10名、松江市・出雲市・県外、計759名）
8月3日（火）		県内感染者確認 （4名、松江市・雲南市・県外、計763名）
8月4日（水）		県内感染者確認（10名、松江市、計773名） 知事会見（県民向け） 7月26日に「夏休み期間中の帰省について」お願いしたが、その後の全国的な感染の急拡大を踏まえ、以下のこと等を追加して要請

日付	国	島根県
		・県外からの帰省については、控えて頂くよう、ご家族やご親戚の方にお伝えいただくこと、また、県外への帰省と旅行についても、控えていただくこと ・やむを得ない仕事（通勤を含む）や、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護、成人式などでの帰省と旅行については、控えて頂く必要はないこと、また、すでに予約しているチケットなどのキャンセル料を負担してまで、取りやめて頂く必要はないこと ・やむを得ない理由で県外へ旅行され、県外で飲食店等を利用する場合は、県外の方との飲食は控えること、県外での「接待を伴う飲食店」の利用については、厳に控えること
8月5日（木）	まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 （重点措置実施区域及び期間） ・北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県 8月2日から8月31日まで ・福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県 8月8日から8月31日まで 基本的対処方針の変更	県内感染者確認 （16名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・雲南市・県外、計789名）
8月6日（金）		県内感染者確認 （6名、松江市・益田市、安来市、計795名） 第42回県対策本部会議 知事指示事項 （県民向け） ・緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控えることを要請 ・ワクチン接種後も、マスク着用や手洗いなど、感染予防対策を徹底すること等を要請
8月7日（土）		県内感染者確認 （7名、松江市・益田市・安来市、計802名）

日付	国	島根県
8月8日(日)		県内感染者確認 (8名、松江市・浜田市・出雲市・益田市、 計810名)
8月9日(月)		県内感染者確認 (17名、松江市・出雲市・安来市、計827名)
8月10日(火)		県内感染者確認 (12名、松江市・浜田市・出雲市・益田市、 計839名)
8月11日(水)		県内感染者確認 (18名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・ 安来市・江津市・雲南市・県外、計857名)
8月12日(木)		県内感染者確認 (12名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・ 県外、計869名)
8月13日(金)		県内感染者確認 (34名、松江市・浜田市・益田市・安来市・ 江津市・雲南市・県外、計903名)
8月14日(土)		県内感染者確認 (14名、松江市・浜田市・出雲市・江津市、 計917名)
8月15日(日)		県内感染者確認 (21名、松江市・浜田市・益田市・雲南市・ 奥出雲町・県外、計938名)
8月16日(月)		県内感染者確認 (30名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・ 大田市・江津市・奥出雲町・県外、計968名)
8月17日(火)	緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(～9月12日) (緊急事態措置実施区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、 京都府、大阪府、兵庫県、 福岡県、沖縄県 まん延防止等重点措置に関する 公示の全部を変更する公示	県内感染者確認 (31名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・ 安来市・江津市、計999名)

日付	国	島根県
	(重点措置実施区域及び期間) ・北海道、石川県 8月2日から9月12日まで ・福島県、愛知県、滋賀県、熊本県 8月8日から9月12日まで ・宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県 8月20日から9月12日まで 基本的対処方針の変更	
8月18日(水)		県内感染者確認 (28名、松江市・浜田市・益田市・安来市・江津市・海士町、計1,027名) 第43回県対策本部会議 ・新規感染者数の基準が大幅に超過し、お盆期間中の帰省に伴う感染者が、今後も増えることが想定されることから、ステージⅢ相当の状況 ・県内の医療提供体制を踏まえ、病床確保計画における段階を、第5段階に引き上げ 知事指示事項 (県民向け) (都道府県をまたぐ移動) ・緊急事態措置を実施すべき区域である、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県との往来を控えること ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県との往来を控えること ・これらに該当しない都道府県との往来についても、控えること ・ただし、やむを得ない仕事(通勤を含む)や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護な

日付	国	島根県
		どでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと ・また、県外出張などについては、延期できないか事業所において再検討すること (基本的な感染対策の徹底) ・職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組むこと ・単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰県された方がいる場合には、家庭でできる感染予防対策、 ①会話をする時は自宅でもマスクを着用 ②ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒 ③石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒 ④窓を開けておくなど定期的な換気 ⑤寝室を分ける ⑥洗面所等のタオルやコップを共有しない ⑦大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しないなどを徹底すること (家庭や職場等での健康管理) ・ワクチン接種後も、マスク着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底すること ・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること ・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること

日付	国	島根県
		(飲食店等の利用) - 各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、 ①「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること ②飲食の際の人数を、12人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えること ③時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて合計で2時間を限度とすること ④「接待を伴う飲食店」については、引き続き、 - 県外での利用を控えること - 県内でも県外の人との利用を控えること ⑤カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること ただし、いずれの事項も、生活（通勤、買物等）圏域に属する鳥取県・広島県・山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う (十分な換気の実施) - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと (業種ごとのガイドライン遵守) - 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること (イベント開催の目安) - 島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）によること

日付	国	島根県
		（接触確認アプリの活用） - 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること （事業所での接触低減の取組） - 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと （誹謗中傷や差別の防止） - 感染された方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき人権に配慮した冷静な行動をとること
8月19日（木）		県内感染者確認 （19名、松江市・浜田市・益田市、計1,046名）
8月20日（金）		県内感染者確認 （17名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・雲南市・津和野町・県外、計1,063名）
8月21日（土）		県内感染者確認 （15名、松江市・浜田市・出雲市・江津市・県外、計1,078名）
8月22日（日）		県内感染者確認 （13名、松江市・浜田市・益田市・江津市・津和野町・県外、計1,091名）
8月23日（月）		県内感染者確認 （36名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・江津市・雲南市・県外、計1,127名）

原子力防災に係る「緊急時対応」のとりまとめについて

1. 「島根地域の緊急時対応」のとりまとめ経過

平成25年9月3日 国の原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）において、政府を挙げて地域の原子力災害時の防災計画の充実化を支援することを決定

平成27年3月20日 県や市が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、国により島根地域原子力防災協議会が設置

3月26日 同協議会に作業部会を設け、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援内容等の具体策等の検討を開始（以降、計33回開催）

令和3年7月30日 同協議会において、島根地域全体の避難計画である「島根地域の緊急時対応」が、具体的かつ合理的であることを確認

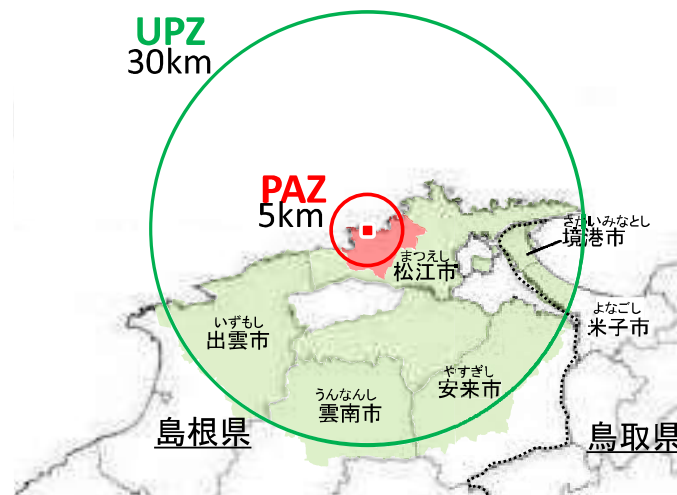
（今後の予定） 原子力防災会議で了承の予定

2. 「島根地域の緊急時対応」のポイント

- (1) 原子力災害時の避難方法
- (2) 避難行動要支援者等の避難、一時移転
- (3) 広域避難先
- (4) 安定ヨウ素剤の配布・服用
- (5) 避難退域時検査
- (6) 全国からの実動組織による支援

1. 島根地域の原子力災害対策重点区域

- 島根地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は457,496人(令和2年12月末時点)。
- PAZ内の人口は9,487人(島根県松江市)。
- UPZ内の人口は島根県及び鳥取県の関係6市448,009人。



関係県	PAZ内 (概ね5 km)	UPZ内 (概ね5～30km)	合 計
島根県	9,487人	376,891人	386,378人
鳥取県		71,118人	71,118人
合 計	9,487人	448,009人	457,496人

※冷却告示の対象となる1号機は概ね5km圏内がUPZとなる。

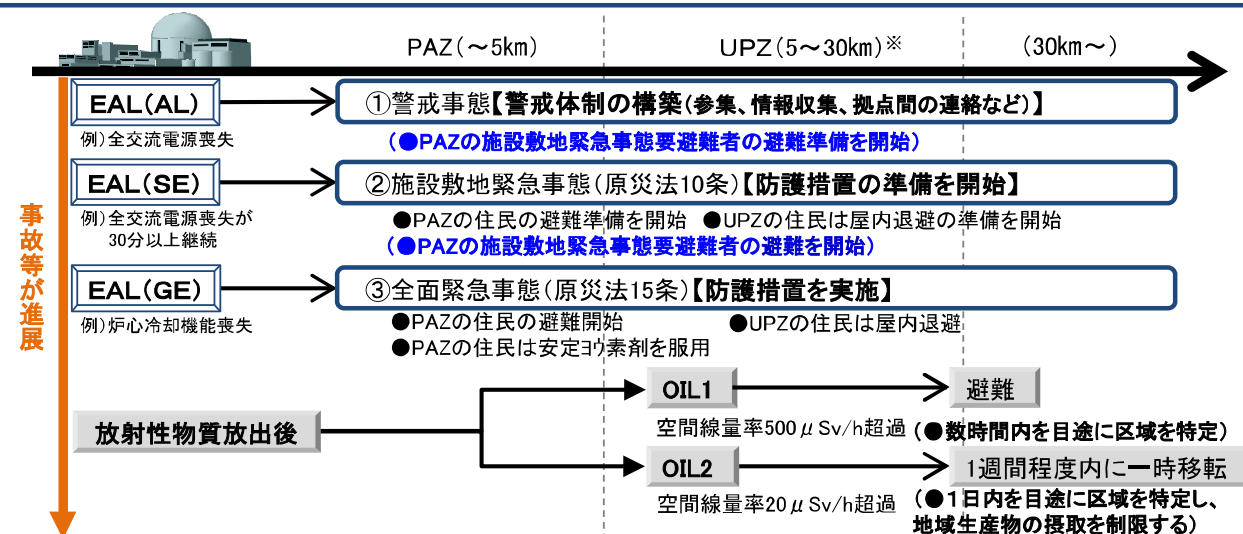
出典：地理院地図(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域)：Precautionary Action Zone

※UPZ(緊急防護措置を準備する区域)：Urgent Protective Action Planning Zone

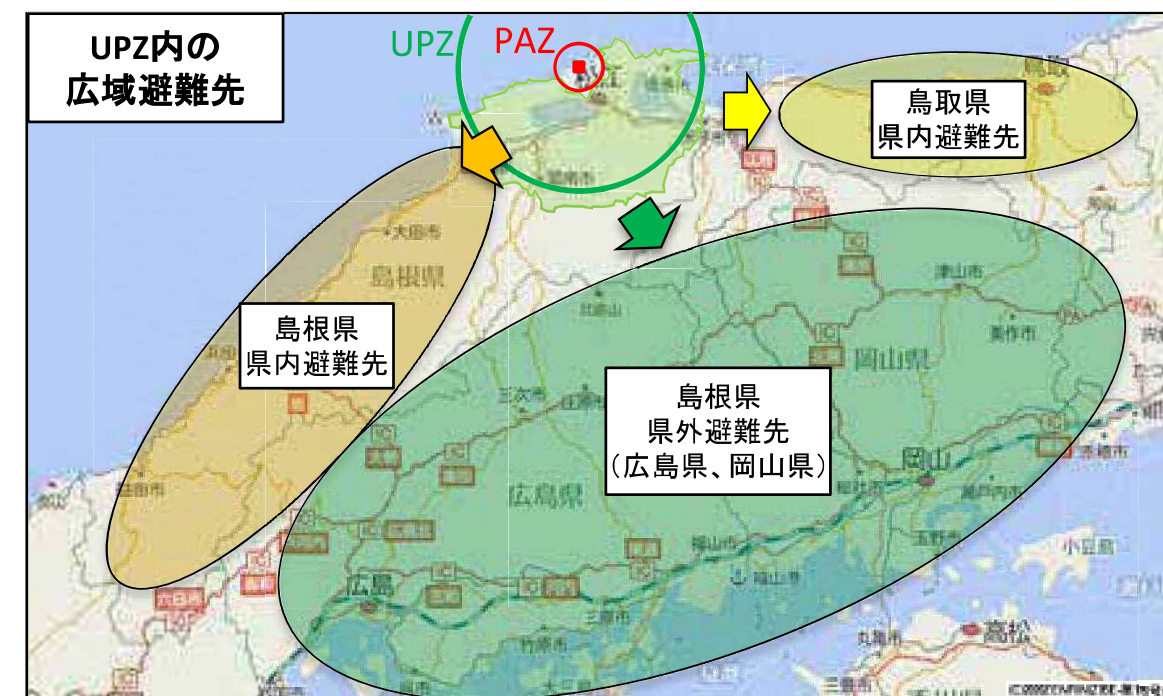
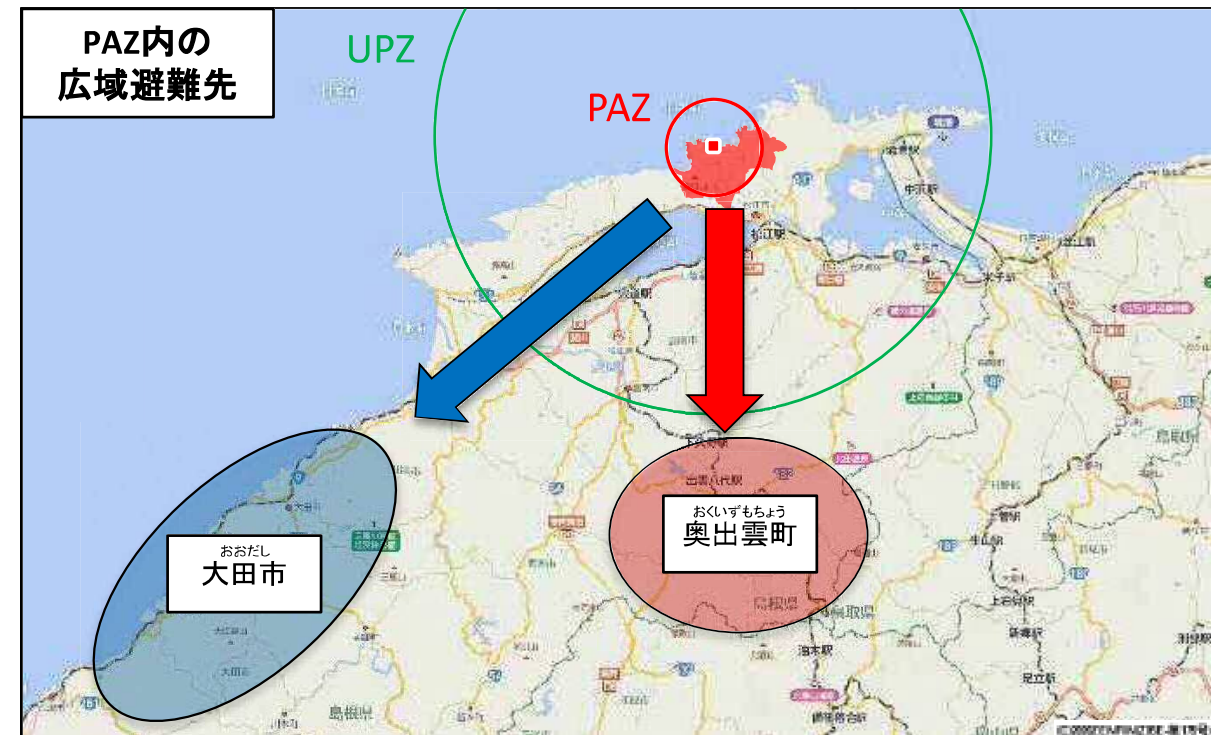
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
 - ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う。
※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、遮へい効果の高い建物等に屋内退避する。
 - ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



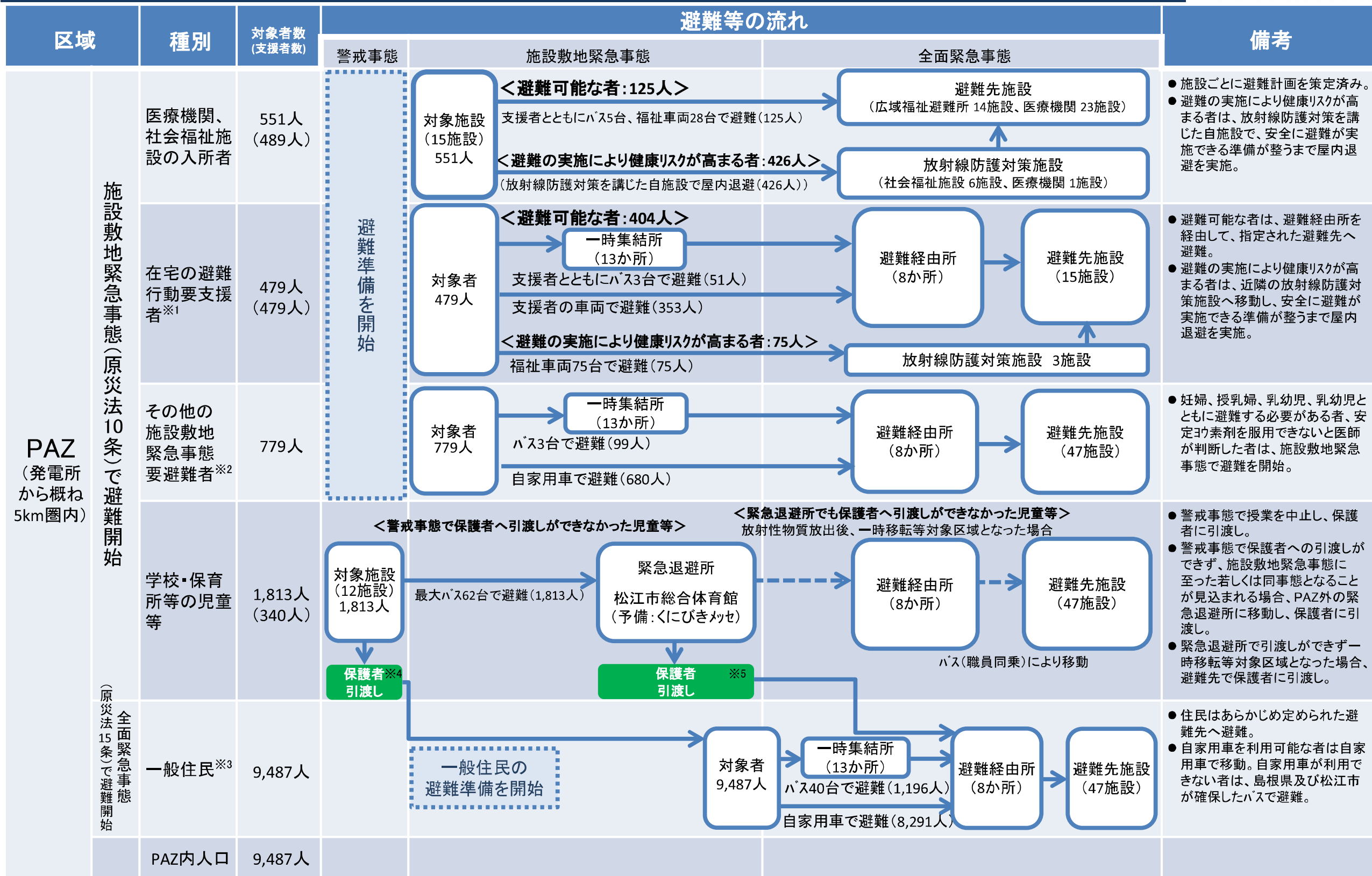
3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ、UPZ内の各市の住民の避難先は、県内外で確保。
- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



※自然災害等によりあらかじめ定めた避難先に避難できない場合は、島根県、鳥取県又は国が調整の上、代替避難先を確保。

島根地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方



※1 在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態要避難者が対象
 ※2 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
 ※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口
 ※4 警戒事態に至った時点で対象施設において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保育所・幼稚園の児童は施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始、それ以外の者は全面緊急事態で避難開始
 ※5 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、緊急退避所において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保護者とともに緊急退避所で待機し、全面緊急事態で避難開始

島根地域の緊急時対応（概要版） ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	屋内退避／一時移転(1週間程度内に実施)の流れ				備考
			警戒 事態	施設敷地 緊急事態	全面緊急事態 OIL2となった場合※2		
UPZ (発電所 から概ね 5～30km 圏内)	全面緊急事態で屋内退避を開始。その後、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民の一時移転を実施	医療機関の入所者	島根県 5,835人 鳥取県 326人 合計 6,161人			屋内退避 (53施設: 6,161人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (580施設) バス・福祉車両(職員同乗)により移動	施設ごとの避難計画等に基づき、島根県及び鳥取県が関係機関と調整した避難先へ移動。
		社会福祉施設の入所者	島根県 9,255人 鳥取県 1,327人 合計 10,582人			屋内退避 (353施設: 10,582人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (528施設) バス・福祉車両(職員同乗)により移動	施設ごとの避難計画等で定めている避難先へ移動。
		在宅の避難行動要支援者	島根県 32,125人 鳥取県 6,995人 合計 39,120人			屋内退避 (39,120人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (2,044施設) 支援者の車両、バス・福祉車両(支援者同乗)により移動	- 避難先自治体が準備した避難先へ移動。 - 避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した施設へ移動。
		学校・保育所等の児童等	島根県 58,662人 鳥取県 8,712人 合計 67,374人	対象施設 (420施設)	屋内退避 (420施設: 67,374人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (1,516施設) バス(職員同乗)により移動	- 警戒事態以降、又は施設敷地緊急事態の段階で、児童等の帰宅、又は保護者への引渡しを開始。 - 保護者に引渡しができなかった場合、全面緊急事態で屋内退避を実施。その後の指示に基づき避難先へ移動し、保護者に引渡し。	
		一般住民※1	島根県 376,891人 鳥取県 71,118人 合計 448,009人	保護者引渡し	屋内退避 (448,009人) 一時移転の指示 一時移転対象者 避難先施設 (1,516施設) 自家用車、バスにより移動	- 避難計画で定めている避難先へ移動。 - 自家用車や県が確保したバスで移動。	
		UPZ内人口	448,009人				島根県及び鳥取県がそれぞれの県内のバス会

※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口

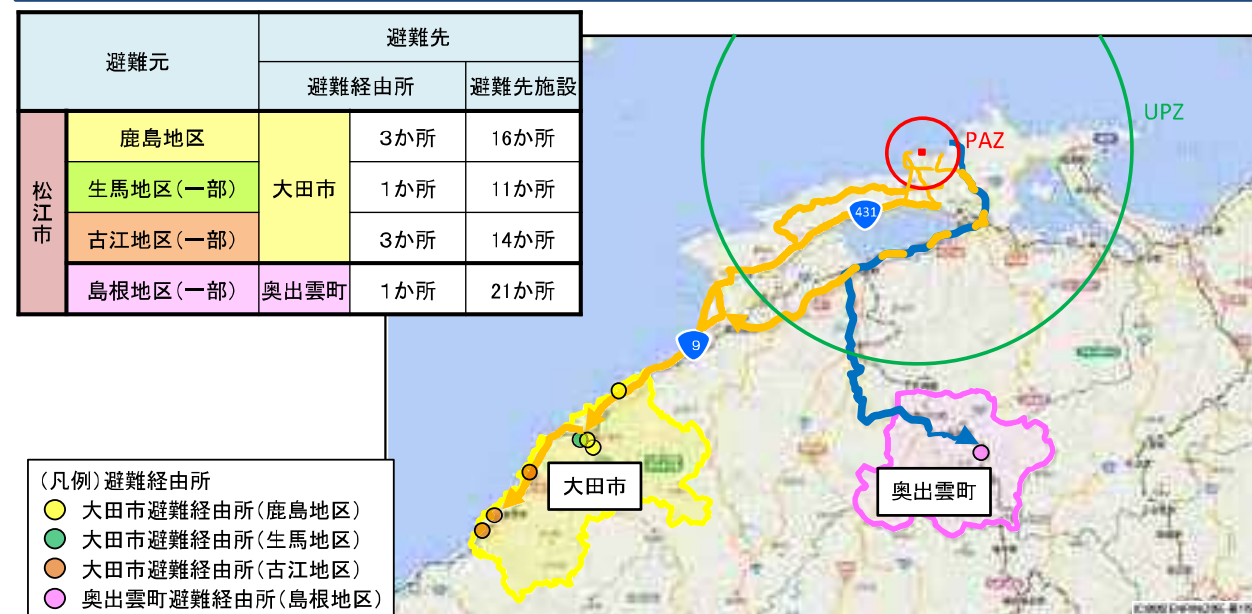
※2 OIL2を例に示したもの。UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を実施した上で、必要に応じ避難経路所を経由し避難先まで移動

島根県及び鳥取県がそれぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や国の支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。

島根地域の緊急時対応（概要版） ④島根地域の実状に応じた対策

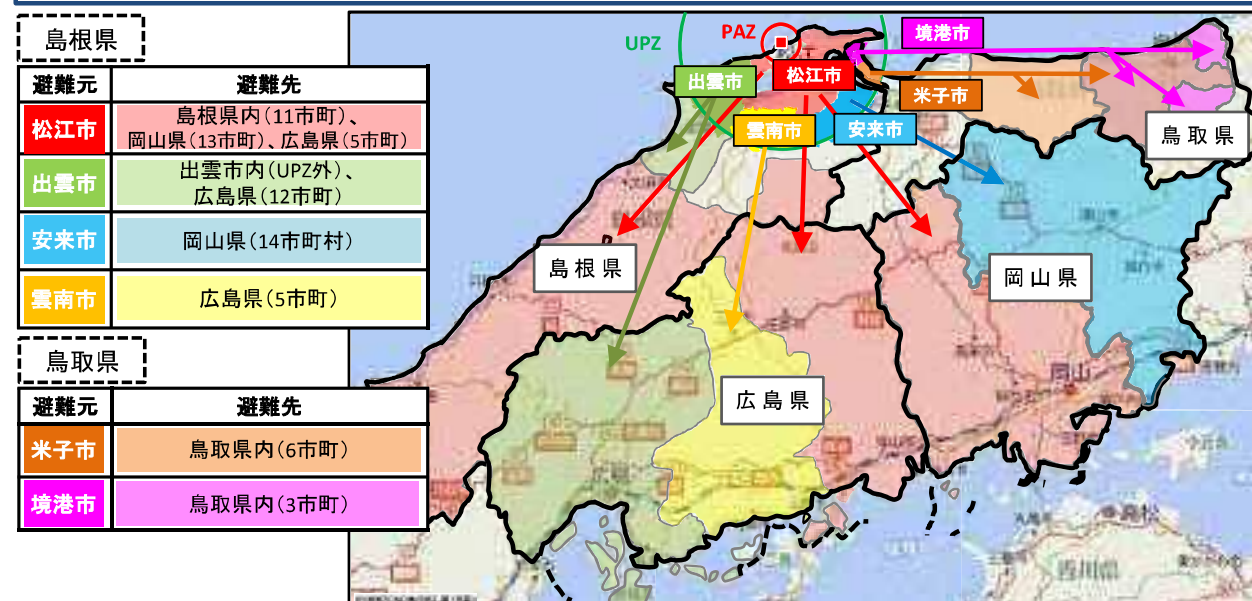
1. PAZにおける対応

- 避難が必要となった場合、自家用車で避難する住民は、松江市の3地区（鹿島地区、生馬地区、古江地区）については、大田市内の避難経路所を経由し、避難先へ避難。島根地区については、奥出雲町内の避難経路所を経由し、避難先へ避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて、避難経路所を経由し、避難先へ避難。



2. UPZにおける対応

- 全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施。その後、一時移転等の指示があった場合、一時移転等を実施。
- 島根県内の住民については、島根県内又は岡山県、広島県の避難先へ一時移転等を実施。鳥取県内の住民については、鳥取県内の避難先へ一時移転等を実施。
- 避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、島根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を行う。



3. 避難を円滑に行うための対応策

- 島根県では、島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一斉に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。



4. 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合(PAZの例)＞

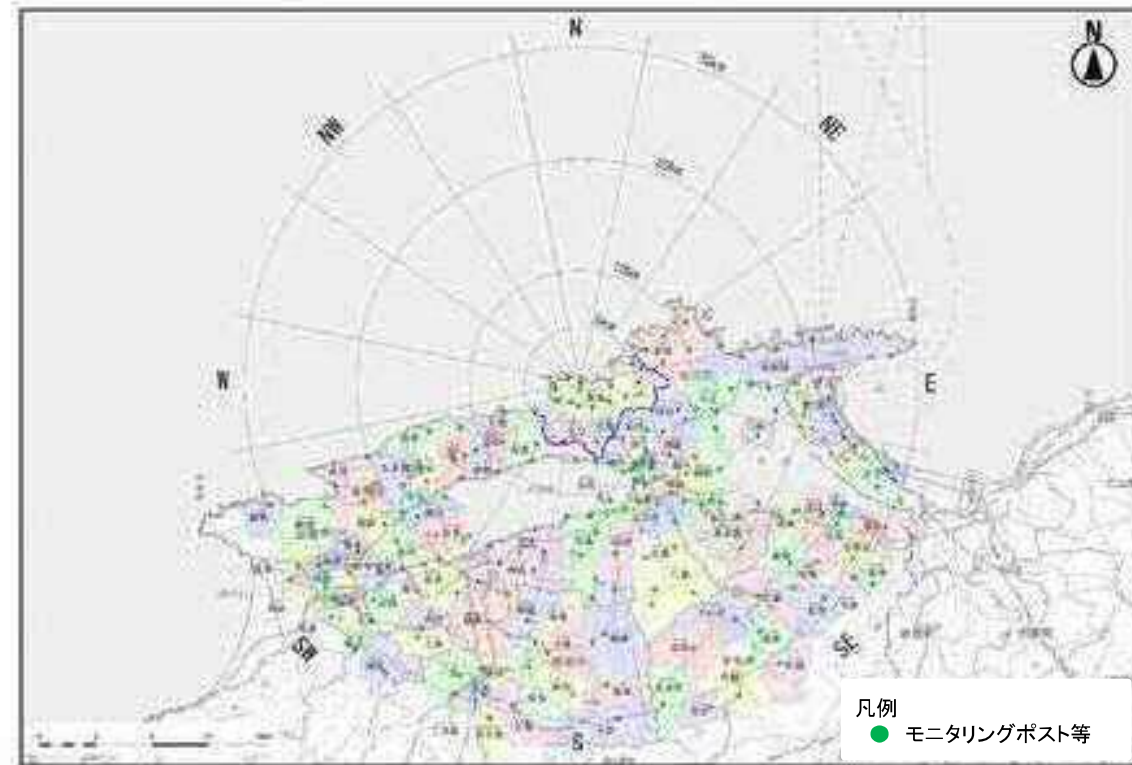
避難元		避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用一定の距離確保等の感染予防対策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者	感染者(重症者)	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➤ それ以外の者とは、別々の車両で避難。 ➤ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。	
	避難の実施により健康リスクが高まらない者	自宅等で避難準備 ➤ 避難等開始	➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。 ➤ 避難先施設では、密集を避ける。	
一般住民	感染者(軽症者等)	指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。	➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。
	それ以外の者*		➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	

*濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

島根地域の緊急時対応（概要版） ⑤住民の安全確保に向けた主な対策

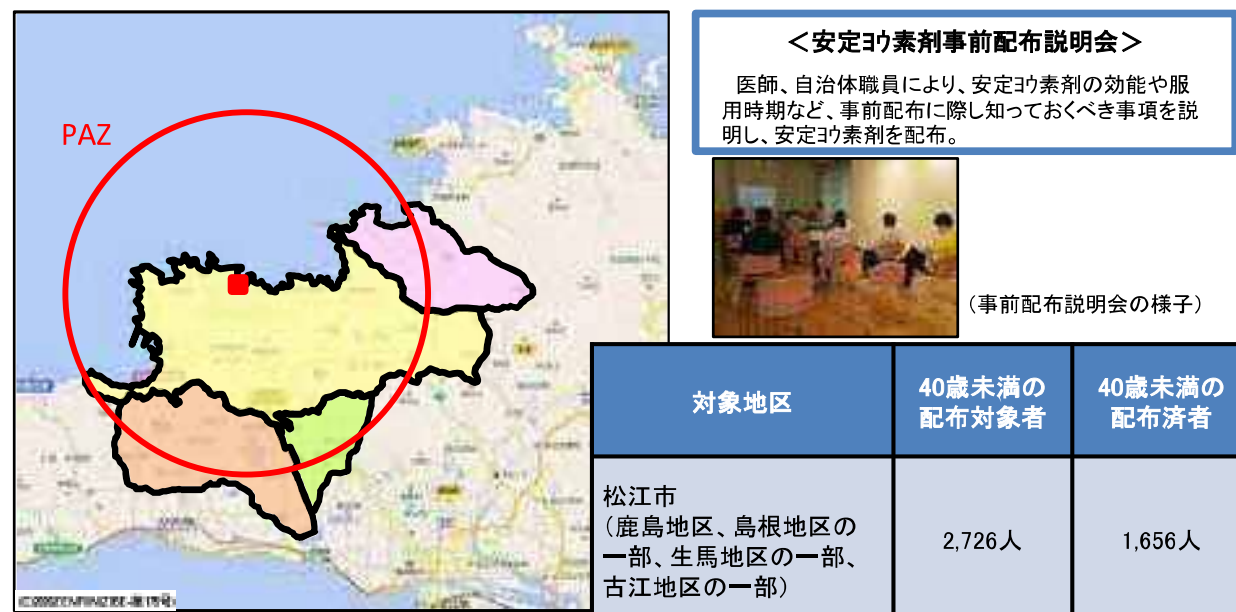
1. 島根地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリング地点175地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位ごとに関連付けを行っている。



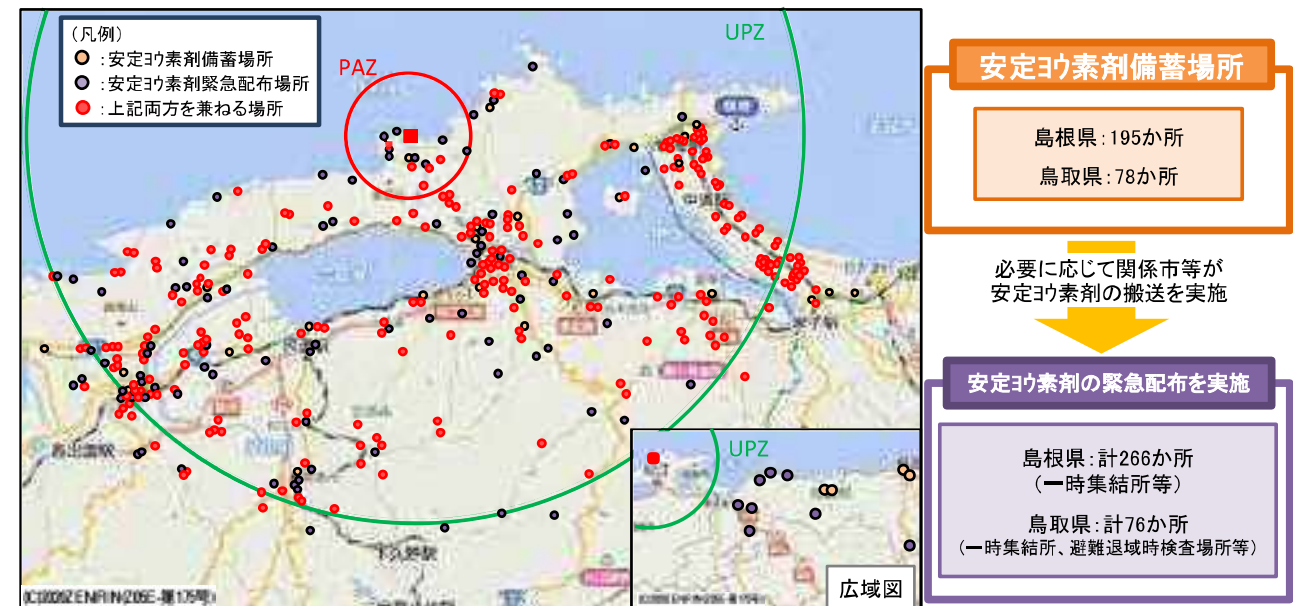
2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び松江市では、PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- 令和3年4月現在、PAZ内の住民40歳未満の者に対し、1,656人に配布。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 島根県及び鳥取県では避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、計273施設に備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、関係市等は備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所（計342か所）に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



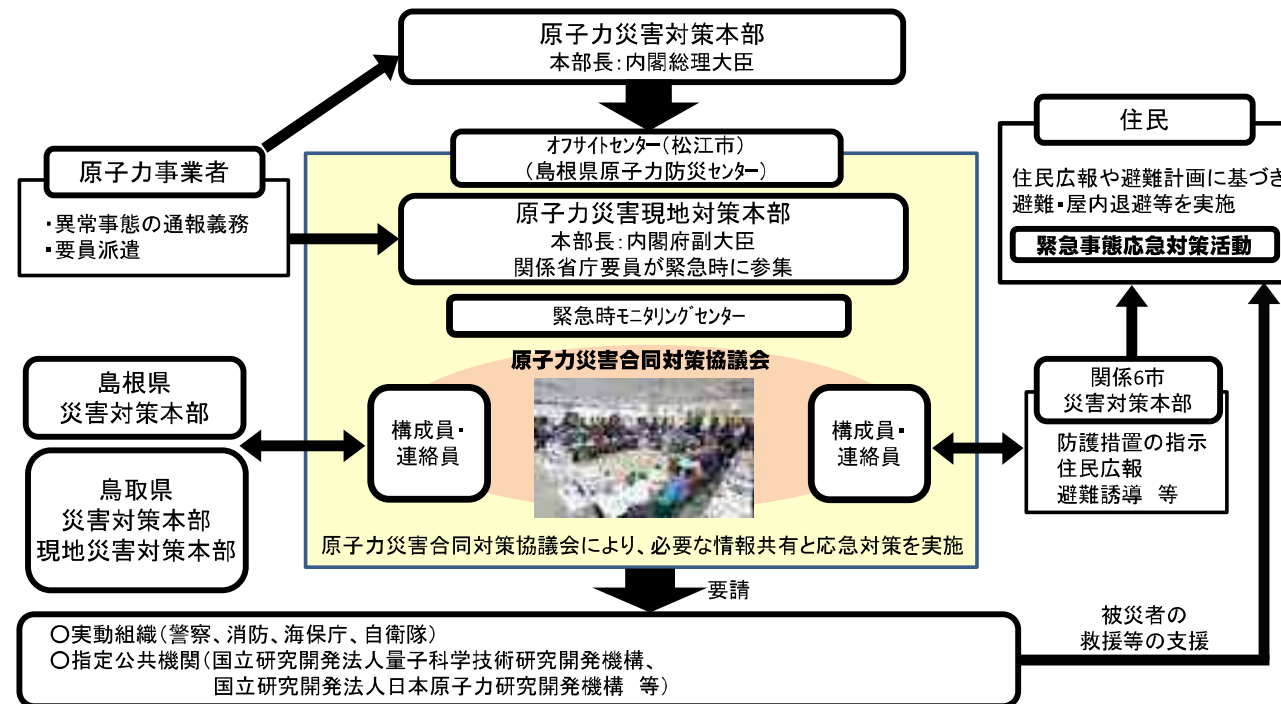
4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 島根県、鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、候補地をあらかじめ準備。（全21か所※）



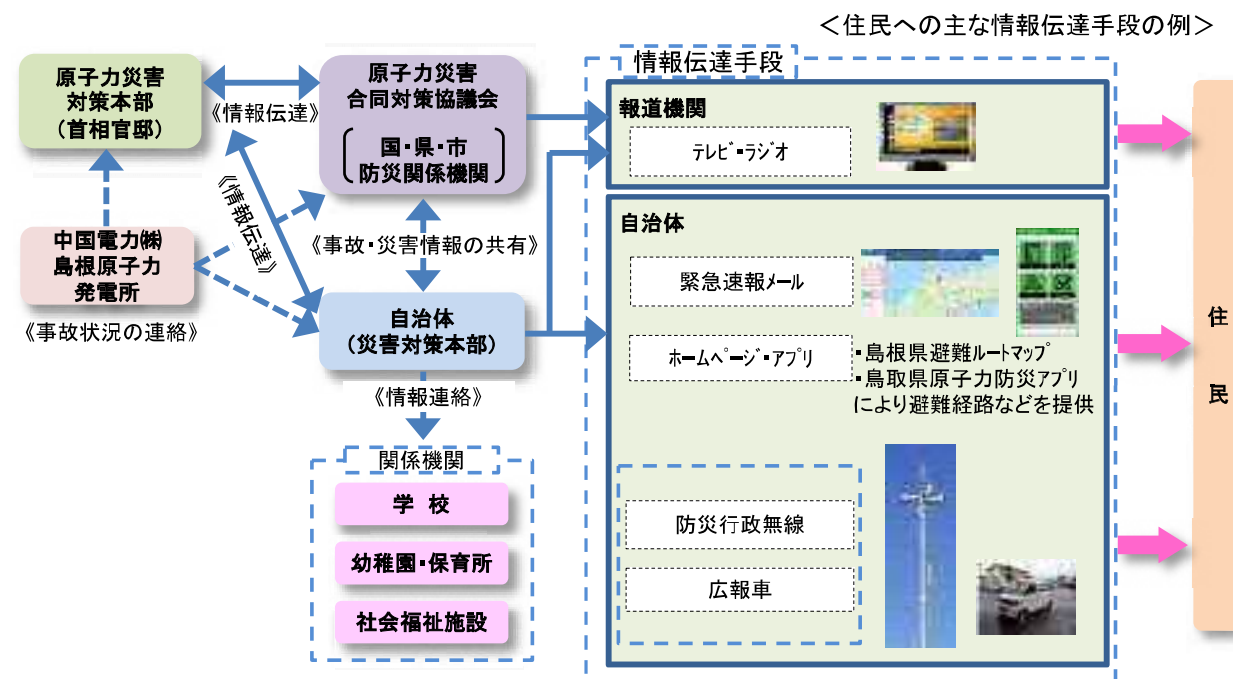
島根地域の緊急時対応（概要版） ⑥緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制



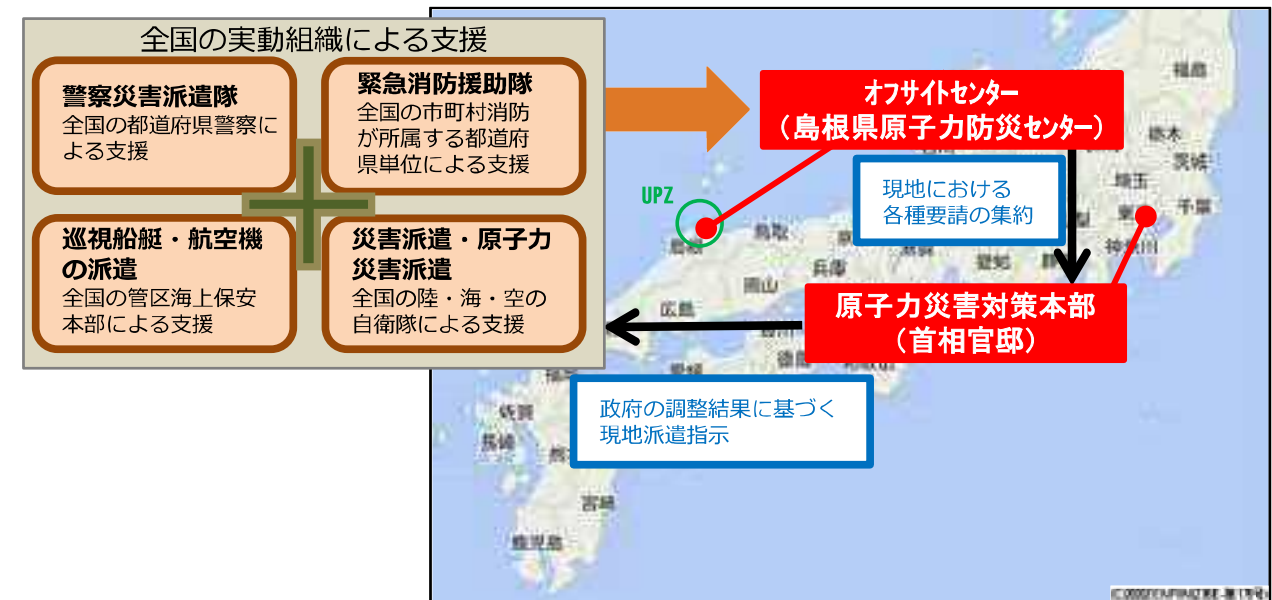
2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。



3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立入制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



周辺自治体と中国電力の安全協定について

1. 経過

平成 29 年

2 月 10 日 出雲市、安来市、雲南市（「周辺 3 市」）と中国電力が安全協定を締結

平成 30 年

7 月 4 日 周辺 3 市が、安全協定を立地自治体並みの内容に改定するよう中国電力に申し入れ

令和 3 年

8 月 11 日 中国電力が、周辺 3 市の申し入れに関する対応を回答
周辺 3 市は、「事前了解」を認めない回答内容を不十分とし、「3 市の意見が反映される仕組み」を求める

8 月 24 日 中国電力が、県の協力を前提に、県が周辺 3 市の意見を聴くなどするための会議を設ける旨、追加で回答

2. 中国電力の回答

(1) 概要（①～③は 8 / 11 回答、④は 8 / 24 追加回答）

- ① 「核燃料物質等の輸送に係る事前連絡」について、立地自治体と同様に輸送日や輸送経路等の情報を周辺 3 市に連絡する
- ② 「立入調査」について、周辺 3 市は必要と判断した場合に、県に対し立入調査の実施を要請することができるものとする
- ③ 「適切な措置要求」について、県は立入調査を行った結果、必要があると認める場合は、周辺 3 市の意見を聴いた上で、適切な措置を要求する
- ④ 「計画等に対する事前了解」を認めることはできないが、県と周辺 3 市の間の覚書の主旨を踏まえ、島根原発 2 号機の再稼働について、県が周辺 3 市の考えを聴くなどするための会議を設置する

(2) 周辺市の考え

- ① 「核燃料物質等の輸送に係る事前連絡」、「立入調査」、「適切な措置要求」に関する中国電力の提案は一定の前進と評価する
- ② 3 市長の意見を県の判断にしっかりと反映させることは重要であり、県が事前了解の際に周辺 3 市の考えを聞くなどするために設置する会議への参加を検討する

3. 今後の対応

- (1) 9 月中旬に、周辺 3 市の考えを聴くなどするための会議を設置予定
- (2) 県と周辺市で締結した覚書等を改定予定

項目	立地自治体	周辺３市		
		現状	中国電力回答	具体的な規定方法
連絡 核燃料 物質等 の 事前 の 輸送 に係る 連絡	輸送計画並びに輸送に係る安全対策について事前連絡を受ける	同左 (新燃料、使用済燃料の輸送日時、輸送経路等に係る詳細情報を除く)	立地自治体と同様に輸送日や輸送経路等の情報を周辺３市に連絡する	周辺３市と中国電力が締結している安全協定の運営要綱を改定し、左記の内容を規定
立入調査	立入調査を行うことができる	現地確認をすることができる	周辺３市が必要と判断した場合に、県に対し立入調査の実施を要請することができるものとする	県と周辺３市が締結している覚書を改定し、左記の内容を規定
適切な措置要求	立入調査の結果必要があれば、適切な措置（原子炉の停止を含む）を講ずることを求める	現地確認において意見を述べる ことができる	県は立入調査を行った結果、必要があると認める場合は、周辺３市の意見を聴いた上で、適切な措置を要求する	県と周辺３市が締結している覚書を改定し、左記の内容を規定
事前了解 計画等 に対する 了解	計画等について事前に了解を得るものとする	計画等について事前に報告するものとする	「計画等に対する事前了解」を認めることはできないが、県と周辺３市の間の覚書の主旨を踏まえ、島根原発２号機の再稼働について、県が周辺３市の考えを聴くなどするための会議を設置する	会議等の設置に必要な要綱を制定